

改正労働者派遣法に基づくマージン率

株式会社ソフト流通センター

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名	拠点の所在地
本社(鹿児島支店)	鹿児島県鹿児島市中央町 22 番 16 号アエールプラザ 4 階
霧島支店	鹿児島県霧島市国分中央 1 丁目 3 番 42 号 JR 九州国分ビル 3 階
関東営業所	東京都渋谷区上原 1 丁目 32 番 19 号三善コーポ 401

<2021 年 3 月末現在>

本社	
派遣労働者数	23 名
派遣先事業所数	5 社
①労働者派遣の料金(1日当たりの平均額)	32,259 円
②派遣労働者の賃金(1日当たりの平均額)	15,320 円
マージン率 (①-②)÷①	53%
霧島支店	
派遣労働者数	8 名
派遣先事業所数	2 社
①労働者派遣の料金(1日当たりの平均額)	37,442 円
②派遣労働者の賃金(1日当たりの平均額)	18,344 円
マージン率 (①-②)÷①	51%
関東営業所	
派遣労働者数	0 名
派遣先事業所数	0 社
①労働者派遣の料金(1日当たりの平均額)	0 円
②派遣労働者の賃金(1日当たりの平均額)	0 円
マージン率 (①-②)÷①	—

※①労働者派遣の料金は、税込み

マージン率とは

派遣先様より株式会社ソフト流通センターに支払われる派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

- ・ 社会保険料
(健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労働災害保険料などの事業主負担分)
- ・ 有給休暇費用
- ・ 会社運営費
(教育訓練費、事務所賃貸借料、法定手続き費、通信費、健康診断費、営業活動費等)
- ・ 営業利益

2. 教育訓練に関する事項

- ・ 情報セキュリティ教育 ・ 衛生教育 ・ ビジネスマナー教育 ・ 各種技術教育

3. 労使協定に関する事項

- ・ 労使協定の締結「あり」
- ・ 対象となる派遣労働者の範囲
「全ての派遣労働者」
- ・ 協定書の有効期間
「令和4年4月1日～令和5年3月31日」

4. その他参考と認められる事項

・ 東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設や、その他のサービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

- ・ よかセンター鹿児島のサービスが受けられます。 ※加入希望者のみ